

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

令和8年 月 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘 理 榮 好

- 1 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域
- ア線 中心線に平行して点アを通る直線
イ線 中心線に平行して点イを通る直線
ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線
エ線 中心線に直角に点エを通る直線
- 中心線 左側の台と右側の台(それぞれ2個ある場合は、その中心点)を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子(三地の羽子)を通る直線
- 点ア 左側の台(2個ある場合は、沖側の台)から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
点イ 右側の台(2個ある場合は、沖側の台)から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点
点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子(三地の羽子)から漁場別に定める距離の点
点エ 元地
- 漁場別の距離 別表のとおり
- 2 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

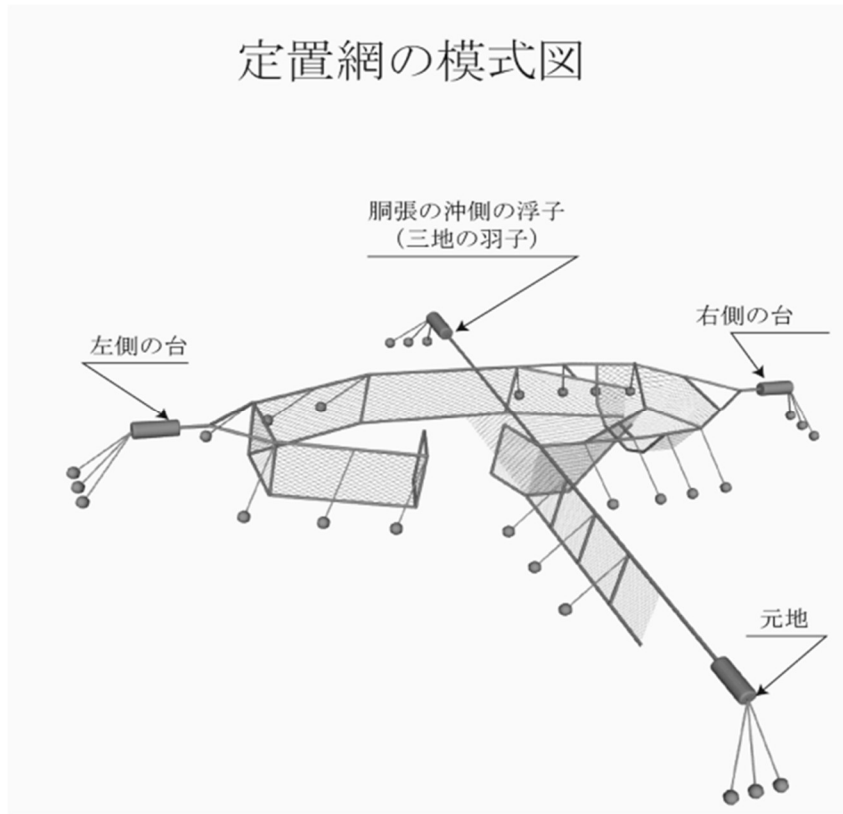
別表

公示番号	漁場名	時期	距離 (m)			備考
			点ア	点イ	点ウ	
定第 214 号	三丁目	周年	400	200	200	釜石地区

定置漁業の保護区域要望一覧表

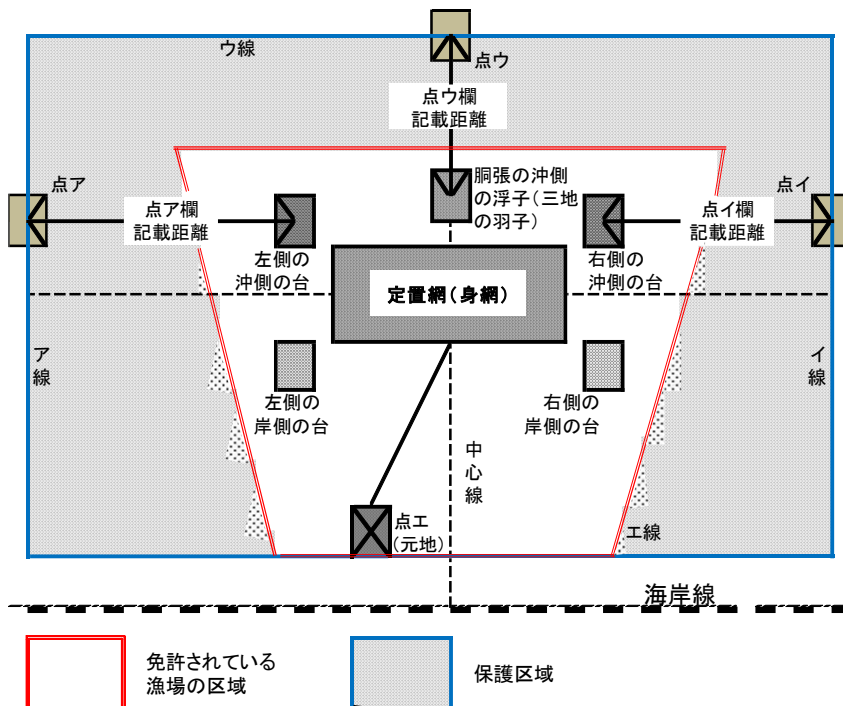
公示番号	漁場名	時期	旧漁場の距離 (m)			要望距離 (m)			要望理由	申請者	地区名
			点ア	点イ	点ウ	点ア	点イ	点ウ			
定第 214 号	三丁目	周年	400	200	200	400	200	200	以前のとおり	萬漁業株式会社	釜石地区

定置網の模式図



定置漁業の保護区域模式図

【Bタイプ】 元地が陸上に接しない所にある漁場



岩手海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

令和6年3月1日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線及びウ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

漁場別の距離 別表のとおり。

(2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時期	距離 (m)			備考
			点ア	点イ	点ウ	
定第5号	岸横沼網	周年	500	500	200	久慈地区
定第108号	一丁目	〃	600	400	200	宮古地区
定第110号	三丁目	〃	600	400	200	〃
定第115号	秋館ヶ崎	秋	600	400	200	〃
定第117号	氷場	周年	600	400	200	〃
定第120号	新釜	〃	400	600	200	〃
定第203号	長越	〃	400	200	200	釜石地区
定第305号	大輪	〃	600	400	200	大船渡地区
定第306号	二ツ水	〃	400	600	200	〃
定第309号	清水輪	〃	600	400	200	〃

2(1) 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域

ア線 中心線に平行して点アを通る直線

イ線 中心線に平行して点イを通る直線

ウ線 中心線に直角に点ウを通る直線

エ線 中心線に直角に点エを通る直線

中心線 左側の台と右側の台（それぞれ2個ある場合は、その中心点）を結んだ線と直角に胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）を通る直線

点ア 左側の台（2個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点イ 右側の台（２個ある場合は、沖側の台）から中心線に直角な線上の漁場別に定める距離の点

点ウ 中心線上の胴張りの沖側の浮子（三地の羽子）から漁場別に定める距離の点

点エ 元地

漁場別の距離 別表のとおり。

- (2) 保護区域内における漁業の制限 保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

注 左側の台及び右側の台とは、陸岸から向かって左及び右をいう。

別表

公示番号	漁場名	時 期	距離 (m)			備 考
			点 ア	点 イ	点 ウ	
定第1号	土釜沖	周年	500	500	200	久慈地区
定第2号	有家網	〃	500	500	200	〃
定第3号	中野網	〃	500	500	200	〃
定第4号	沖桑畑網	〃	500	500	200	〃
定第6号	沖横沼網	〃	500	500	200	〃
定第7号	本波網	〃	500	500	200	〃
定第8号	大作根網	〃	500	500	200	〃
定第9号	赤磯網	〃	500	500	200	〃
定第10号	えびす網	〃	500	500	200	〃
定第11号	白島網	〃	500	500	200	〃
定第12号	屋形網	〃	500	500	200	〃
定第13号	沖浜山	〃	500	500	200	〃
定第14号	平磯	〃	500	500	200	〃
定第15号	沼の鼻	〃	500	500	200	〃
定第16号	白井網	〃	500	500	200	〃
定第17号	二子網	〃	500	500	200	〃
定第18号	黒崎	〃	500	500	200	〃
定第19号	アンモ浦	〃	500	500	200	〃
定第20号	からはし	〃	500	500	200	〃
定第101号	羅賀	〃	600	400	200	宮古地区
定第102号	須久洞	〃	600	400	200	〃
定第103号	熊の鼻	〃	600	400	200	〃
定第104号	赤島	〃	600	400	200	〃
定第105号	佐賀部	〃	600	400	200	〃
定第106号	秋姉ヶ崎	秋	600	400	200	〃
定第107号	日出島	周年	600	400	200	〃
定第109号	秋二丁目	秋	600	400	200	〃
定第111号	平島	周年	600	400	200	〃
定第112号	与奈	〃	600	400	200	〃
定第113号	姉吉	〃	600	400	200	〃

定第114号	根滝	〃	400	600	200	〃
定第116号	松島	〃	600	400	200	〃
定第118号	夏立神岩	夏	600	400	200	〃
定第119号	沖の沢	周年	400	600	200	〃
定第121号	四丁目	〃	600	400	200	〃
定第122号	五丁目	〃	600	400	200	〃
定第123号	小谷島	〃	600	400	200	〃
定第124号	根崎	〃	600	400	200	〃
定第125号	大島	〃	600	400	200	〃
定第126号	中網	〃	600	400	200	〃
定第201号	野島	〃	400	200	200	釜石地区
定第202号	沖野島	〃	400	200	200	〃
定第204号	秋三丁目	秋	400	200	200	〃
定第205号	四丁目	周年	400	200	200	〃
定第206号	三貫	〃	400	200	200	〃
定第207号	汐折	〃	400	200	200	〃
定第208号	ほっちょうか	〃	400	200	200	〃
定第209号	白崎	〃	400	200	200	〃
定第210号	沖網	〃	400	200	200	〃
定第211号	小松	〃	400	200	200	〃
定第212号	大建	〃	400	200	200	〃
定第213号	金島	〃	400	400	200	〃
定第301号	夏白石	夏	400	400	200	大船渡地区
定第302号	横沼	周年	400	400	200	〃
定第303号	大鮑	〃	400	400	200	〃
定第304号	小壁	〃	600	400	200	〃
定第307号	大塩崎	〃	600	400	200	〃
定第308号	鬼間ヶ崎	〃	600	400	200	〃
定第310号	脛崎	〃	600	400	200	〃
定第311号	夏茂田	夏	600	400	200	〃
定第312号	願松	周年	400	600	200	〃
定第313号	大入	〃	400	600	200	〃
定第314号	重根	〃	500	500	200	〃
定第315号	大坪	〃	200	400	200	〃
定第316号	鶉の島	〃	200	400	200	〃
定第317号	大浜	〃	500	500	200	〃
定第318号	黒崎	〃	300	300	200	〃
定第319号	椿島	〃	300	300	200	〃
定第320号	仁位達	〃	400	400	200	〃

参考

定置漁業の免許・許可状況と保護区域設定に関する委員会指示の発動状況

大型/小型	免許/許可	件数	有効期間	委員会指示発動日
大型^{※1}	免許	1	令和8年5月1日～令和11年2月28日	令和8年 月 日
大型 ^{※1}	免許	1	令和8年4月1日～令和11年2月28日	令和8年4月3日 (指示第2号)
大型 ^{※1}	免許	79	令和6年3月1日～令和11年2月28日	令和6年3月1日 (指示第1号)
小型 ^{※2}	免許	24	令和5年9月1日～令和15年8月31日	令和5年9月1日 (指示第2号)
小型 ^{※3}	許可	8	令和5年9月1日～令和10年8月31日	令和5年9月1日 (指示第3号)

※1：定置漁業（定置漁業権漁業）

※2：小型定置漁業（共同漁業権漁業）

※3：小型定置網漁業（知事許可漁業）

漁業法【抜粋】

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第1項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第1項の規定による指示については、第86条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第86条第3項の規定による指示に従ってされた第1項の指示については、第4項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第5項において準用する第86条第3項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、15日を下ることができない。
- 11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第86条第3項の規定を準用する。

第191条 第120条第11項（第121条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。